

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	和歌山県立医科大学
設置者名	公立大学法人和歌山県立医科大学

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
医学部	医学科	夜・通信			105	105	19	
		夜・通信						
保健看護学部	保健看護学科	夜・通信			120	120	13	
		夜・通信						
薬学部	薬学科	夜・通信		3	106	109	19	
		夜・通信						
(備考) 薬学部は、令和8年度完成予定								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

大学ホームページ (学部・大学院等)医学部>教育要項>令和3年教育要項(医学部) https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/igakubu/kyouiku-youkou/r3.html (学部・大学院等)保健看護学部>実務経験のある教員等による授業科目) https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/hokenkango/pdf/20200831_hokan_jitumukeiken.pdf (学部・大学院等)薬学部>学部紹介>令和3年度薬学部シラバス>全体 https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/yakugaku/pdf/kyouin_jugyoukamoku_ichiran.pdf
--

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名

(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	和歌山県立医科大学
設置者名	公立大学法人和歌山県立医科大学

1. 理事（役員）名簿の公表方法

大学ホームページにて役員名簿を公表(大学案内>法人運営の状況>組織に関する情報>役員等名簿)<https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/houjin/soshiki/yakuin.html>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
常勤	和歌山県商工観光労働部 商工労働政策局長	1年（令和3 年4月1日 ～令和4年3 月31日）	財務担当 財務管理、予算執 行・決算、資産運用、 経営戦略
常勤	和歌山県伊都振興局地域 振興部長	1年（令和3 年4月1日 ～令和4年3 月31日）	総務担当 将来計画、組織・制 度、予算編成、施設 整備、大学評価・改 善、人事、労務管理・ 安全衛生管理、情報 公開・広報、知的財 産
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	和歌山県立医科大学
設置者名	公立大学法人和歌山県立医科大学

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 前年末より、教務学生委員会で審議し、学事予定表、授業日程表、科目担当教員等を決定の上、各科目担当教員には教育要項(シラバス)原稿を依頼して、原稿が完成した段階の教育要項を、教授会に諮り、承認を得て、製本を行っている。 完成した教育要項については、年度末までにホームページにアップするとともに、新年度の開始時に、学生全員に配布している。なお、保健看護学部では、選択科目については、担当教員による授業概要の説明を行っている。 教育要項の授業科目別教育内容については、一般学習内容、個別学習内容、講義項目と担当者、推薦テキスト及び参考書、評価の方法、講義日程表等を示している。また、同要項内では、成績評価、進級判定や卒業判定基準等についても示している。	
授業計画書の公表方法	大学ホームページ公表 (学部・大学院>医学部>教育要項>令和3年度教育要項(医学部)) https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/igakubu/kyouiku-youkou.r3.html 及び冊子作成 大学ホームページ公表 (学部・大学院等>保健看護学部>シラバス>令和3年度シラバス) https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/hokenkango/syllabus/r3.html 及び冊子作成 大学ホームページ公表 (学部・大学院等>薬学部>学部紹介>令和3年度薬学部シラバス) https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/yakugaku/pdf/kyouin_jugyokamoku_ichiran.pdf 及び教務学務システムに公表
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

医学部

○シラバスに各科目ごとに評価の方法を明示

○履修科目の成績評価基準を明示

1. 各科目の成績は、試験、レポート、出席、実習態度等により評価する。その配分などについては科目ごとに記載している。
2. 各科目の試験評価は 100 点満点で、合否判定の基準については、原則として 60 点または平均 $\bar{x}$ ($1.0SD \sim 1.5SD$) に該当する点の低いほうを合格基準とする。
3. 定期試験は、原則として所定の試験期間に実施する。
4. 病気その他やむをえない事由により受験できない者は、その理由を記して医学部長に届け出なければならない。その場合には追試験を施行する。
5. 試験を受験しなかった者については、当該試験は不合格とする。
6. 試験に不合格となった者に対して当該科目の担当教員は、再試験を 1 回、施行する。
7. 試験中に不正行為を行った者については、当該試験を含め、その試験期間中のすべての試験を無効とし、その期の受験資格を停止する。なお、試験期間を定めない学年については、その学年の全ての試験をこの措置の対象とする。

○判定を行う各学年ごとに担当教授全員による進級判定会議を実施

1. 進級判定は、Ⅱ期、Ⅳ期、Ⅵ期、Ⅷ期の修了時に行う。
2. Ⅰ、Ⅱ期の授業科目について、所定の教養教育科目等に合格した者はⅢ期への進級を認める。
3. Ⅲ、Ⅳ期の授業科目について、所定の基礎医学科目等に合格した者はⅤ期への進級を認める。
4. Ⅴ、Ⅵ期の授業科目について、所定の基礎医学科目等に合格し、基礎配属を履修した者で、かつⅥ期終了時の進級判定までに定められた英語試験の基準スコアを満たした者は、Ⅶ期への進級を認める。なお、Ⅵ期の進級判定時に規程のスコアを取得していない場合は、「参考試験」や本学にて受験した TOEFL-ITP 試験の受験回数及びスコアを考慮して、可否を判断する。(ただし、英語試験に関する進級要件については、平成 28 年度入学生より適用する。)
5. Ⅶ、Ⅷ期の授業科目について、所定の臨床、社会医学、共用試験 CBT 及び OSCE (客観的臨床技能試験) に合格し、臨床実習入門、看護体験実習等所定の科目を履修した者はⅨ期への進級を認める。共用試験については、合格することを進級の必要条件とする。共用試験の合否は以下による。なお、共用試験の方法や合格基準に変更などがある場合は、基準を変更し試験施行の 1 ヶ月前までに公示する。

○判定基準を明示

- ア) 進級判定に用いる試験については、必要な科目に合格しなければならない。ただし、本試験の平均が 60 点未満、または再試験が 5 科目以上ある場合、学習態度が不良である場合は、進級を認めないことがある。
- イ) 上記 4 で定めた進級要件となる英語試験については、合格基準を下記の通りとする。合格基準：TOEFL-ITP470 点以上、TOEFL-iBT52 点以上、TOEIC Listening&Reading Test 500 点以上のいずれか。
- ウ) CBT については IRT380 未満のものを不合格とする。不合格者については再試験を行い、本試験の基準において合否判定を行う。OSCE については、評価点を 100 点満点換算し①総合点の平均 $\bar{x}$ SD 以下又は 70 点以下のいずれかに該当するもの、及び②共用試験実施評価機構の基準により各ステーションにおいて不合格とされたものを不合格とする。不合格者については①に該当するものについては各ステーションにおいて平均 $\bar{x}$ SD 以下のステーション、②に該当するものは当該ステーションを再受験し、各々①及び②の合格基準に達しなければ不合格とす

る。

保健看護学部

○シラバスに各科目ごとに評価の方法を明示

○履修科目の成績評価基準を明示

1. 各科目の成績は、試験、レポート、出席、参加態度等により評価する。その配分などについては科目ごとに記載している。
2. 各科目の試験評価は 100 点を満点とする。
成績の評価は、優、良、可、不可をもって表し、優、良、可を合格とする。
80 点以上を「優」、70 点以上 80 点未満を「良」、60 点以上 70 点未満を「可」、60 点未満を「不可」とする。
3. 定期試験は、原則として所定の試験期間に実施する。
4. 原則として、履修する科目の授業時間数の 3 分の 2 以上出席した者（看護実習については、授業時間の全てに出席した者）でなければ試験を受けることはできない。
5. 病気その他やむをえない理由により試験を受けられなかった者は、願い出により追試験を受けることができる。「追試験受験願」に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて、指定の期日までに事務室に提出する。
6. 試験又は追試験で不合格となった者に対しては、担当教員の判定に基づき、再試験を行うことがある。
再試験に合格した場合の成績は、60 点とする。
7. 試験中に不正行為を行った者については、当該試験を含め、その期の試験全てを不合格とする。

○進級・成績判定会議は、原則、准教授、講師を出席させた教授会において実施

1. 進級判定は、1 年次及び 2 年次修了時に行う。
2. 先修条件として指定する授業科目については、3 年次、4 年次に成績判定を行う。先修条件として指定する授業科目の成績認定を受けた者について、所定の授業科目の履修を認める。
3. 保健師コースの選択を希望する場合は、2 年次の指定された期日までに「保健師コース選択願」を提出しなければならない。希望者多数の場合は、必修科目の成績順で選考を行う。

○判定基準を明示

1. 授業科目を履修し、その試験に合格した者に所定の単位を与える。
2. 「保健看護研究Ⅱ」と「保健看護管理演習」については、別に行う総合評価のための試験の成績評価と併せて単位を与える。

薬学部

○シラバスに各科目ごとに評価の方法を明示

○履修科目の成績評価基準を明示

1. 各科目の成績は、試験、レポート、出席、参加態度等により評価する。その配分などについては科目ごとに記載している。
2. 各科目の試験評価は 100 点を満点とする。
成績の評価は、S、A、B、C、D をもって表し、S、A、B、C を合格とする。
95 点以上を「S」、80 点以上 95 点未満を「A」、70 点以上 80 点未満を「B」、60 点以上 70 点未満を「C」、60 点未満を「D」とする。
3. 定期試験は、原則として所定の試験期間に実施する。
4. 病気その他やむをえない理由により試験を受けられなかった者は、願い出により追試験を受けることができる。「追試験受験願」に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて、指定の期日までに事務室に提出する。

5. 試験又は追試験で不合格となった者に対しては、担当教員の判定に基づき、再試験を行うことがある。

再試験に合格した場合の成績は、60点とする。

6. 試験中に不正行為を行った者については、当該試験を含め、その期の試験全てを不合格とする。

○進級判定は、原則、教務学生委員会及び教授会において実施

1. 進級判定は、1年次、2年次及び3年次修了時に行う。

○判定基準を明示

1. 授業科目を履修し、その試験に合格した者に所定の単位を与える。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

医学部

○単位修得の指標策定

(1)CAP 制度：各期の選択科目の取得単位数の上限を定める。

(2)各期において、規定の単位を修得しなければ進級できない。

○試験評価

試験の評価は GPA 制度により行う。

評 価	f GP	グレード	ポイント
優もしくは秀	4.0－	A	4
良もしくは優	3.0－3.9	B	3
可もしくは良	2.0－2.9	C	2
準可もしくは可	0.1－1.9	D	1
不 可	(不合格)	F	0

1. 平均－ (1.0SD～1.5SD) を合格基準とした場合
 $f GP = (\text{成績素点} - (\text{合格基準} - 5)) / 10$
再試験で合格の場合は D、再試験で不合格の場合は F とする。
2. 60 点を合格基準とした場合
 $f GP = (\text{成績素点} - 55) / 10$
再試験で合格の場合は D、再試験で不合格の場合は F とする。
3. 卒業判定 (総合試験) の場合 (70 点以上を合格)
第 1 回試験は $f GP = (\text{成績素点} - 40) / 10$
第 2 回試験は $f GP = (\text{成績素点} - 61) / 10$
不合格の場合は F とする。
4. GPA の計算は以下による
 $GPA = \Sigma (\text{科目のポイント}) / \Sigma (\text{科目数})$

○試験問題の精度評価実施

各年次の進級判定試験及び卒業判定試験については、教育研究開発センターで精度評価・解析を行い、追跡調査を行う。

○異議申立制度

進級判定又は卒業判定に関して、異議がある場合は、学長に異議を申し立てることができる。

○既修得単位の認定制度

本学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

○学生による授業評価制度

教育内容の充実や教授法の改善に役立てるため、学生による授業評価を実施する。

授業担当教員へ評価をフィードバックして、次年度以降の授業の改善に役立てる。集計終了後、速やかに担当教員に通知する。授業評価については、医学部長、学生部長、入試教育センター長、教育研究開発センター長が総括を行い、公表する。全教員の個別の結果は学内ホームページに掲載する。教員の評価、ベストティーチャー賞にも反映する。

保健看護学部

○科目の配当年次の提示

各授業科目の配当年次を一覧にして提示し、原則当該年次以外の履修は認めない。配当された年次に選択科目を履修できる計画を立て、履修届を提出させる。

○成績評価

シラバスに記載された成績評価の方法・基準のとおり評価を行い、これに基づき

単位の授与、認定を行う。

1. 各科目の成績は、試験、レポート、出席、参加態度等により評価する。その配分などについては科目ごとに記載している。
2. 各科目の試験評価は 100 点を満点とする。
成績の評価は、優、良、可、不可をもって表し、優、良、可を合格とする。
80 点以上を「優」、70 点以上 80 点未満を「良」、60 点以上 70 点未満を「可」、60 点未満を「不可」とする。
3. 再試験に合格した場合の成績は、60 点とする。
各学生の各科目の成績の他、必修科目の平均点、選択科目を含めた全履修科目の平均点及び学年順位や、各科目の学年平均点等と学年毎の成績分布状況を把握し、成績評価の適切な実施に取り組んでいる。
学生本人及び保護者には、各期毎に成績評価及び修得単位数を通知する。

○既修得単位の認定制度

本学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

○学生による授業評価制度

教育内容の充実や教授法の改善に役立てるため、学生による授業評価を実施する。担当教員の授業について学生側からの評価をアンケート方式により行う。
評価を各授業担当教員に個別に通知した後フィードバックされたものを掲示する。
前期開講分については 10 月、後期開講、通年開講分については 3 月に教務学生委員会において、結果を共有し、次年度以降の授業の改善に役立てる。

薬学部

○単位修得の指標策定

- (1) CAP 制度：各期の選択科目の取得単位数の上限を定める。
- (2) 1 年次、2 年次及び 3 年次修了時において、規定の単位を修得しなければ進級できない。

○試験評価

1. 試験の評価は GPA 制度により行う。

評価	成績	GP	判定
S	95 点以上	4.0	合格
A	80 点以上 95 点未満	3.0	
B	70 点以上 80 点未満	2.0	
C	60 点以上 70 点未満	1.0	
D	60 点未満	0.0	不合格

GPA の計算は以下による

$$GPA = \Sigma (\text{各科目の GP 値} \times \text{その科目の単位数}) \div \Sigma (\text{履修登録科目の単位数})$$

2. 各科目の成績は、試験、レポート、出席、参加態度等により評価する。その配分などについては科目ごとに記載している。
3. 各学生の各科目の成績の他、必修科目の平均点、選択科目を含めた全履修科目の平均点及び学年順位や、各科目の学年平均点等と学年毎の成績分布状況を把握し、成績評価の適切な実施に取り組む予定である。

○異議申立制度

成績に関して、異議がある場合は、異議を申し立てることができる。

○既修得単位の認定制度

本学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

○学生による授業評価制度

教育内容の充実や教授法の改善に役立てるため、学生による授業評価を実施する。担当教員の授業について学生側からの評価をアンケート方式により行う。 評価を各授業担当教員に個別に通知した後フィードバックされたものを掲示する。 前期開講分については10月、後期開講、通年開講分については3月に教務学生委員会において、結果を共有し、次年度以降の授業の改善に役立てる予定である。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	大学ホームページ公表 (学部・大学院>医学部>教育要項>令和3年度教育要項(医学部)>医学部履修要領) https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/igakubu/kyouiku-youkou/data/r3/r3-boutou-05_0329.pdf (学部・大学院等>保健看護学部>シラバス>令和3年度シラバス>履修・試験等について) https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/hokenkango/syllabus/r3/1/r3-1_rishu-shiken.pdf (学部・大学院等>薬学部>学部紹介>令和3年度薬学部シラバス) https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/yakugaku/pdf/kyouin_jugyokamoku_ichiran.pdf
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

医学部

卒業判定会議において、臨床実習における履修実績並びに Post-CC OSCE および卒業判定試験の結果を総合的に解析・評価し、本学のディプロマポリシーに謳われる能力を有するものを卒業とする。

※和歌山県立医科大学医学部の学位授与（ディプロマ）ポリシー

和歌山県立医科大学医学部は以下の能力を獲得した者に医学士の学位を授与します。

1. 命を扱う職業である医師として、より高い倫理観、社会人としての良識を備えているもの
2. 総合的、専門的医学知識とともに医学研究や臨床研修を行うに足る技能を有しているもの
3. 単に知識、技能を獲得しているのみではなく、それらを統合的に活用でき、患者の社会的、心理的背景にも配慮することができるもの
4. 国際的視野を有し、地域での医療ができるもの

卒業判定試験は、総合試験とし2回行うものとする。国家試験の形式、出題範囲に準じた多肢選択試験とし、試験科目は臨床医学講義のコース毎に行う。各コースにおける問題数は30～50問とし、試験問題は各コース担当科およびCBT・ブラッシュアップ委員会においてブラッシュアップした上、試験後、教育研究開発センターで解析し、不適切問題を除外した上で採点する。試験の成績は国家試験の出題比率に準拠し、計算した成績で合否を決定する。なお、各科の卒業判定試験の成績が基準に満たないものは、卒業させないことがある。

保健看護学部

卒業するためには、4年以上在学し、必修科目と選択科目を合わせて126単位以上を修得しなければならない。

卒業判定会議は、原則、准教授、講師を出席させた教授会において行う。

所定の単位を修得し、保健看護学部のディプロマポリシーに謳われる能力を獲得した者に、保健看護学士の学位を授与する。

※保健看護学部学位授与方針（ディプロマポリシー）

和歌山県立医科大学保健看護学部は所定の単位を修得し、以下の能力を獲得した者に保健看護学士の学位を授与します。

1. 人の健康にたずさわる職業である保健看護学士として、より高い倫理観、社会人としての良識を備えている。
2. 総合的、専門的な保健看護学の知識とともに、保健看護の実践能力や研究を行うに足る技能を有している。
3. 知識、技術を獲得しているのみではなく、それらを総合的に活用でき、対象者の社会的心理的背景にも配慮することができる。
4. 国際的視野を有し、かつ地域での保健看護実践ができる。

薬学部

卒業するためには、6年以上在学し、必修科目と選択科目を合わせて186単位以上を修得しなければならない。

卒業判定は教務学生委員会及び教授会において行う予定である。

所定の単位を修得し、薬学部のディプロマポリシーに謳われる能力を獲得した者に、薬学士の学位を授与する。

※薬学部学位授与方針（ディプロマポリシー）

1. 人の健康に携わる職業である薬剤師として、より高い倫理観、社会人としての良識を備えているもの。

2. 総合的、専門的な薬学の知識とともに、薬剤師としての実践能力や研究を行うに足る技能を有しているもの。 3. 単に知識、技能を獲得しているのみではなく、それらを統合的に活用でき、患者の社会的、心理的背景にも配慮することができるもの。 4. 国際的視野を有し、地域での医療に貢献できるもの。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	大学ホームページ公表 (学部・大学院>医学部>教育要項>令和3年度教育要項(医学部)>医学部履修要領) https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/igakubu/kyouiku-youkou/data/r3/r3-boutou-05_0329.pdf (学部・大学院等>保健看護学部>シラバス>令和3年度シラバス>学部ポリシー) https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/hokenkango/syllabus/pdf/r3/1/r3-1_policy.pdf (学部・大学院等>薬学部>学部紹介) https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/yakugaku/

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	和歌山県立医科大学
設置者名	公立大学法人和歌山県立医科大学

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	大学ホームページ(大学案内>法人運営の状況>業務・財務に関する情報>第三期中期目標期間) https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/houjin/gyoumu/index.html
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	—
事業報告書	同上
監事による監査報告(書)	同上

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:公立大学法人和歌山県立医科大学年度計画 対象年度:令和3年度)
公表方法:大学ホームページ(大学案内>法人運営の状況>中期目標・中期計画・年度計画) https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/houjin/mokuhyo/index.html
中長期計画(名称:公立大学法人和歌山県立医科大学中期計画 対象年度:平成30年度~平成35年度)
公表方法:大学ホームページ(大学案内>法人運営の状況>中期目標・中期計画・年度計画) https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/houjin/mokuhyo/index.html

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法:大学ホームページ(大学案内>法人運営の状況>評価に関する情報) https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/houjin/hyouka/index.html

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:大学ホームページ(大学案内>法人運営の状況>評価に関する情報) https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/houjin/hyouka/index.html

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 医学部
教育研究上の目的（公表方法：大学ホームページ公表（大学案内>教育情報の公表>大学の教育研究上の目的方針>本学の教育理念及び医学部の教育目標）） https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujyoho/01/index.html
（概要） 本学の教育理念 和歌山県立医科大学は、医学及び保健看護学に関する基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究するとともに、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材を育成することにより、和歌山県の医療・保健の充実を図り、もって文化の進展と人類の健康福祉の向上に寄与する。 医学部の教育目標 医学部教育においては、幅広い教養、豊かな思考力と創造性を涵養し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材、高度で専門的かつ総合的な医学的能力を身につけた人材、コミュニケーション能力及びリーダーシップを備えた協調性の高い人材、地域医療及び健康福祉の向上に寄与するとともに、国際的にも活躍できる人材を育成することを目標とする。
卒業の認定に関する方針（公表方法：大学ホームページ公表（大学案内>教育情報の公表>大学の教育研究上の目的方針>医学部の学位授与（ディプロマ）ポリシー）） https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujyoho/01/pdf/policy-diploma.pdf
（概要） 和歌山県立医科大学医学部は以下の能力を獲得した者に医学士の学位を授与します。 1. 命を扱う職業である医師として、より高い倫理観、社会人としての良識を備えているもの 2. 総合的、専門的医学知識とともに医学研究や臨床研修を行うに足る技能を有しているもの 3. 単に知識、技能を獲得しているのみではなく、それらを統合的に活用でき、患者の社会的、心理的背景にも配慮することができるもの 4. 国際的視野を有し、地域での医療ができるもの
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：大学ホームページ公表（大学案内>教育情報の公表>大学の教育研究上の目的方針>医学部の教育課程（カリキュラム）ポリシー）） https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujyoho/01/pdf/policy-curriculum.pdf
（概要） 和歌山県立医科大学医学部は以下の教育を通じて真のプロフェッショナリズムを育成します。 1. 社会人として必要な教養とともに医師として必要な倫理観、弱い立場の人々と真摯に向きあえる共感的態度やコミュニケーション能力、ケアマインドが育成できるよう、早期体験や医療福祉施設での参加型実習や患者および家族と直接触れ合う教育 2. 医学に必要な自然科学、人文・社会科学および外国語に関する知識が獲得できる教育 3. 基礎医学において、生体の構造と機能、病態との関連、疾患の概念が理解でき、問題解決型能力が獲得できるとともに研究マインドが育成できる教育 4. 臨床医学において、基礎医学との連携を図り、臓器別に疾患の概念、診断、治療方

法が理解できるとともに、汎用的技能を習得できる教育 5. 臨床実習では、すべての科を網羅的に実習するとともに長期間の臨床参加型実習を学内外で行い、臨床推論能力を含めた実践的な臨床能力が獲得できる教育 6. 地域実習および国際交流を積極的に行い、広い視野を養い、地域社会および国際社会で活躍できる資質を習得できる教育
入学者の受入れに関する方針（公表方法：大学ホームページ公表（大学案内>教育情報の公表>入学、卒業後の進路状況>入学者受入方針（アドミッションポリシー））） https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujyoho/04/admission-policy-igakubu.html
（概要） 和歌山県立医科大学医学部では大学の理念に基づき次のような人を求めています。 1. 科学的探求心と豊かな人間性・高邁な倫理観を有する人 医学を志す人には、旺盛な科学的探求心とともに豊かな人間性、高い倫理観が必要です。人としての豊かな感性、人間性を有し、ボランティア活動などを通じて社会との深い係わりがあるとともに、高い倫理観を有する人を求めます。 2. 医学を修得するための幅広い能力を有する人 医学の修得には、自然科学のほか人文・社会科学に関する学問の修得が必要です。そのため、自然および人間・社会についての幅広い知識と向学心、自分自身で問題を解決できる能力を持った人を求めます。 3. コミュニケーション能力及びリーダーシップを備えた協調性の高い人 医師には医学的知識とともに患者および家族、職場の同僚と十分コミュニケーションできる能力（情報の共有と良好な患者・医師関係が築ける能力）が必要です。医療人として自己研鑽ができ、自己の理念を持っているとともに協調性に優れ、リーダーシップを発揮できる人を求めます。 4. 地域医療に関心があり、国際的視野を有する人 本学は県民の医療を支えるとともに、国際的にも活躍できる医師を育成します。地域医療に関心があるとともに、国際社会でも活躍できるための能力を高め、積極的に地域社会および国際社会に貢献できる人を求めます。
学部等名 保健看護学部
教育研究上の目的（公表方法：大学ホームページ公表（大学案内>教育情報の公表>大学の教育研究上の目的方針>保健看護学部の教育理念と教育目標）） https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/hokenkango/index.html
（概要） 保健看護学部の教育理念 豊かな人間性、高邁な倫理観を育み、先進的、高度な専門的知識と技術を教授し、科学・技術の進展と、健康・福祉に関する社会の要請に柔軟かつ創造的に対応でき、保健看護の実践、教育、研究など広い分野での活躍が期待できる資質の高い人材を育成する。 保健看護学部の教育目標 ・ 生命の尊厳と幅広い教養を基盤にした豊かな人間性と高邁な倫理観の涵養 ・ 個人を尊重し、全人的理解と信頼関係を築く優れたコミュニケーション能力の育成 ・ 科学的思考力、高度な専門知識と技術に基づいた実践力と創造力の育成 ・ 種々の関連職種とチームワークができる協調性に富む人材の育成 ・ 生涯にわたり自己啓発し、社会の多様なニーズに対応できる人材の育成
卒業の認定に関する方針（公表方法：大学ホームページ公表（学部・大学院等>保健看護学部>シラバス>令和3年度シラバス>学部ポリシー）） https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/hokenkango/syllabus/pdf/r3/1/r3-1_policy.pdf

(概要) 和歌山県立医科大学保健看護学部は所定の単位を修得し、以下の能力を獲得した者に保健看護学士の学位を授与します。 1. 幅広い教養を身につけ、多様な文化や価値観を理解し、人々の尊厳や権利を尊重することができる。 2. 看護の対象となる人々と信頼関係に基づくコミュニケーションや援助関係を築くことができる。 3. 看護の対象となる人を、生活者として全人的に捉え、個人・家族や地域の健康課題を明らかにできる。 4. 看護実践に必要な知識や技術を習得し、根拠に基づく判断の上、これらを活用して健康課題の解決に取り組むことができる。 5. 保健医療福祉チームの一員として看護職間・他職種間・地域住民等との協働・連携を図るために主体的に行動できる。 6. 社会の動向とともに、地域的・国際的視野で多様な健康課題を捉え、看護の役割や課題を検討し、看護の発展に向けた創意・工夫ができる。 7. 看護専門職としての自覚を持ち、生涯にわたって主体的に自己研鑽や研究に取り組む自律的態度を身につけている。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：大学ホームページ公表（大学案内）教育情報の公表）大学教育研究上の目的方針）保健看護学部の教育課程（カリキュラム）ポリシー） https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujyoho/01/pdf/policy-curriculum-hokan.pdf
(概要) 和歌山県立医科大学保健看護学部は以下の教育を通じて社会に貢献できる医療人を育成します。 1. 社会人として必要な教養とともに、医療人として必要な倫理観、共感的態度、コミュニケーション能力、ケアマインドが育成できるよう、早期体験や医療福祉施設での参加型学習による教育 2. 保健看護に必要な自然科学、人文・社会科学および外国語に関する教養を修得できる教育 3. 保健看護の基盤となる領域において、系統的に生体の構造と機能、病態、疾患の概念が理解できるとともに、問題解決型能力と看護方法および研究的思考を育成できる教育 4. 保健看護の専門となる領域では、習得した看護の基礎を実際に活用・実践する技能を修得できる教育 5. 臨地実習では、全ての領域を実習するとともに学内外で実習を行い、看護実践能力を含めた保健看護の力を獲得できる教育 6. 地域との交流および国際交流を積極的にに行い、広い視野を養い、地域社会および国際社会で活躍できる人材を育成できる教育
入学者の受入れに関する方針（公表方法：大学ホームページ公表（大学案内）教育情報の公表）入学受入方針、入学数・在学生数、卒業・就職状況等）入学受入方針（アドミッションポリシー））保健看護学部） https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujyoho/04/admission-policy-hokenkango.html
(概要) 和歌山県立医科大学保健看護学部は次のような学生を求めています。 1. 科学的探究心と豊かな人間性・高邁な倫理観を希求する人 保健看護学を志す人には旺盛な科学的探究心とともに、深い人間性と高い倫理観が必要です。豊かな感性と高邁な人間性をつねに求め、利他の精神を忘れることなく社会と深く関わり、高い倫理観を磨こうと努める人を求めます。 2. 保健看護学を修得するための幅広い能力を有する人

保健看護学の修得には自然科学のみならず、人文科学と社会科学の修得も必要です。そのためには、高等学校で学習する全科目にわたって基礎的な学力を身につけていなければなりません。それに立脚し、自然・人間・社会に関する幅広い理解と知識を獲得しようとする向学心と問題解決能力を持つ人を求めます。 3. コミュニケーション能力と指導力を備えた協調性の高い人 卒業後は医療チームの一員として、患者やご家族と良好な人間関係を築く能力が必要になります。医療人として高邁な理念を堅持するとともに、他者との協調関係を築くために、指導力を発揮できる人を求めます。 4. 地域医療に関心があり、国際的視野を希求する人 本学は県民の医療を支えるとともに、国際的にも活躍できる医療人を育成します。人間への深い関心に根ざして、地域医療への奉仕に励むとともに地球規模で医療を俯瞰し国際社会で活躍する医療人になることをめざす人を求めます。 5. 生涯にわたって自立と自律をめざす人 学修の機会を与えられたことに対して将来、社会に貢献するという働き方を志し、生涯にわたって自立・自律しながら自己研鑽を積むことをめざす人を求めます。
--

学部等名 薬学部
教育研究上の目的（公表方法：大学ホームページ公表（学部・大学院等）薬学部）学部紹介薬学部紹介） https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/yakugaku/
（概要） 薬学部の教育理念 医療人として豊かな人間性、高邁な倫理観を育み、薬学に関する先進的で高度な専門知識と技能を教授することにより、健康や福祉に関する社会の要請に応じ、医療、衛生薬学、創薬などの幅広い分野において、研究面・臨床面で活躍できる人材を育成する。 薬学部の教育目標 ・生命の尊厳と幅広い教養を基盤にした豊かな人間性と高邁な倫理観の涵養 ・個人を尊重し、全人的理解と信頼関係を築く優れたコミュニケーション能力の育成 ・科学的思考力、高度な専門的知識と技術に基づいた実践力と創造力の育成 ・種々の関連職種とチームワークができる協調性に富む人材の育成 ・生涯にわたり自己啓発し、社会の多様なニーズに対応できる人材の育成
卒業の認定に関する方針（公表方法：大学ホームページ公表（学部・大学院等）薬学部）学部紹介薬学部紹介） https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/yakugaku/
（概要） 和歌山県立医科大学薬学部は所定の単位数を習得し、以下の能力を獲得した者に学士（薬学）の学位を授与する。 1. 人の健康に携わる職業である薬剤師として、より高い倫理観、社会人としての良識を備えているもの 2. 総合的、専門的な薬学の知識とともに、薬剤師としての実践能力や研究を行うに足る技能を有しているもの 3. 単に知識、技能を獲得しているのみではなく、それらを統合的に活用でき、患者の社会的、心理的背景にも配慮することができるもの 4. 国際的視野を有し、地域での医療に貢献できるもの
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：大学ホームページ公表（学部・大学院等）学部）学部紹介薬学部紹介） https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/yakugaku/

(概要) 和歌山県立医科大学薬学部は以下の教育を通じて社会に貢献できる医療人を育成する。 1. 社会人として必要な教養とともに、医療人として必要な倫理観、共感的態度、コミュニケーション能力、ケア・マインドが育成できるよう、早期体験や医療福祉施設での参加型による教育 2. 薬学に必要な自然科学、人文、社会科学及び外国語に関する教養を修得できる教育 3. 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した「基本事項」、「薬学と社会」、「薬学基礎」、「衛生薬学」、「医療薬学」、「薬理・病態、薬物治療」、「薬学臨床」、「薬学研究」などの薬学の基盤となる領域から専門領域まで着実に身につけることができる教育 4. 実務実習において薬局、病院や在宅の場で参加型実習を行い、臨床実践能力が獲得できる教育 5. 地域実習及び国際交流を積極的に行い、広い視野を養い、地域社会及び国際社会で活躍できる資質を修得できる教育 6. 卒業研究を通して、研究能力や問題解決能力が獲得できる教育能を修得できる教育 入学者の受入れに関する方針（公表方法：大学ホームページ公表（学部・大学院等）薬学部＞学部紹介＞薬学部紹介） https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/yakugaku/
(概要) 1. 科学的探究心と豊かな人間性・高邁な倫理観を希求する人 薬学を志す人には、旺盛な科学的探究心とともに豊かな人間性、高い倫理観が必要です。豊かな感性と高邁な人間性を常に求め、社会と深く 関わり、高い倫理観を磨こうと努める人を求めます。 2. 薬学を修得するための幅広い能力を有する人 薬学の修得には、自然科学のほか人文・社会科学に関する学問の修得も必要です。そのためには高等学校で学習する全科目にわたって基礎的な学力を身につけていなければいけません。それに立脚し、自然・人間・社会に関する幅広い理解と知識を獲得しようとする向学心と問題解決能力を持つ人を求めます。 3. コミュニケーション能力と指導力を備えた協調性の高い人 薬剤師には医療チームの一員として患者および家族と十分にコミュニケーションできる能力が必要です。医療人として自己研鑽ができ、自己の理念を堅持するとともに協調性に優れ、指導力を発揮できる人を求めます。 4. 地域医療に関心があり、国際的視野を希求する人 本学は県民の医療を支えるとともに、国際的にも活躍できる医療人を育成します。地域医療への奉仕に励むとともに地球規模で医療を俯瞰し国際社会で活躍する医療人になることを目指す人を求めます。また薬のスペシャリストとして医療機関、製薬企業、研究・教育機関、行政機関など幅広い分野で活躍する意欲のある人を求めます。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：大学ホームページ公表（大学案内＞教育情報の公表＞教育研究上の基本組織） https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/gaiyou/pdf/r3soshiki-kikouzu_20210413.pdf
--

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	6人	－					6人
医学部	－	43人	59人	93人	150人	人	345人
保健看護学部	－	12人	5人	10人	12人	人	39人
薬学部	－	13人	6人	4人	7人	人	30人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0人		119人					119人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：大学ホームページ公表（大学案内>教育情報の公表>教員数、各教員の学位・業績等） https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/03/index.html					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
教育研究開発センターが主体となって、同センターF D部会の審議を経た上で、年間3回程度、F D研修会を実施している。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、1回のみの開催となり、「本年度卒業試験の概要について」をテーマに開催した。							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
医学部	100人	100人	100%	600人	624人	104.0%	0人	0人
保健看護学部	80人	81人	101.3%	320人	322人	100.6%	0人	0人
薬学部	100人	100人	100%	600人	100人	16.7%	0人	0人
合計	280人	281人	100.4%	1520人	1046人	68.8%	0人	0人
(備考)								

b. 卒業生数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
医学部	97人 (100%)	0人 (%)	92人 (94.8%)	5人 (5.2%)
保健看護学部	82人 (100%)	2人 (2.4%)	79人 (96.3%)	1人 (1.2%)
合計	179人 (100%)	2人 (1.1%)	171人 (95.5%)	6人 (3.4%)
(主な進学先・就職先)（任意記載事項）				
医学部 和歌山県立医科大学附属病院、大阪大学医学部附属病院、大阪市立大学医学部附属病院、神戸大学医学部附属病院、京都大学医学部附属病院				

保健看護学部 和歌山県立医科大学附属病院、大阪市立大学医学部附属病院					
(備考)					
c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

（概要）

医学部では、知識に偏重した従来型の教育を脱却し、知識・技能・態度（倫理観）を総合的に育成できる教育を目指して成果基盤型教育を行っている。また、構造・機能、臓器別の横断的・総合的なカリキュラムを導入し、平成 27 年度には 1～4 年次にも患者に接する機会を増やすなど国際基準に適合し、臨床・研究能力の高い医師の育成が出来るようにカリキュラム改革を行った。

改革の骨子は、1 年次にはリベラルアーツ（教養教育）が中心となる。具体的には、医学部への準備教育や自然科学、社会人としての教養、医師としての倫理を学ぶ期間である。また、2 年次、3 年次には臨床の基礎となる基礎医学の領域を中心として学ぶとともに、基礎配属において研究に親しむ期間を設けている。3 年次の後半から 4 年次には臨床医学の基礎的な内容を学び、共用試験に合格した学生は Student Doctor として臨床実習を開始する。臨床実習では期間を延長するとともに、より診療参加型実習を行うものである。臨床実習後 OSCE を行い、臨床技能の評価を行うこととなる。

また、患者の方々の心の痛みにも目を向け、社会的な支援システムなども理解し、地域医療にも早期から慣れ親しむためのケアマインド、地域医療マインド育成にも力を入れており、1 年次より早期臨床体験実習や地域福祉施設体験実習を行い、2 年次には保育園実習・障害者福祉施設実習などを行っている。さらに、臨床技能について、シミュレーターを用いて磨き、より実践的な技能を身に付けられるよう臨床技能研修センターも併設している。平成 25 年度からは、大学院博士課程の一部を履修できる「大学院準備課程」を開始した。これにより、医学部在学中に研究の基礎を学ぶことができるほか、大学院履修期間の短縮も可能となる。これらの取組を通じて、本学では総合的・専門的な基礎・臨床能力を高めるとともに医師としての倫理観、人間性の涵養を図り、地域医療に貢献し、国際的にも活躍できる全人的医学教育を目指している。

教養教育科目の授業は、1～2 年前期にかけて行われる。人としての幅広い見識と、専門医学への準備としての基礎知識を身につけることを目的としている。また、入学後早い時期に医療の現場を体験する「Early Exposure 早期臨床体験実習」を実施し、医学及び医療に対する関心を高め、これからの医学を学ぶにあたっての問題意識を深めるカリキュラムとなっている。

基礎医学科目の授業は 2～3 年にかけて行われる。「基礎医学」は医学の原点であり、臨床医学と表裏一体をなすものである。肉眼解剖から遺伝子レベルに至る人体の構造と機能を学び、さらに病気の病態、病因、薬物の作用、および社会と疾病の関わりについても学ぶ。

また、各講座に少人数で配属され、自分の興味のあるテーマを選び、基礎医学の研究室で実際の研究に触れる機会がある。

臨床医学科目は3年目後半から始まり、病気の診断、治療、予防について学ぶ。臨床実習は4年目後半～6年目前半にかけて、少人数に分かれて行われる。医療の現場を体験しながら、良き医師としての態度や知識・技術を身につける場であり、教科書からは得がたいものを自ら学びとる。講義には、臓器別に疾患をとらえた系統的講義と各科の特徴をふまえた講義があり、臨床医学を総合的に理解するための工夫が凝らされている。

保健看護学部では、命の尊厳を守り、個人を尊重し、人々の幸せのために奉仕するという使命感を育み、保健看護に関する科学・技術を統合的に修得する。

また、保健看護専門職には、保健医療機関での対象者のケアという視点のみでなく、栄養、運動、休養など生活全般の改善や環境の保全などの保健の視点と、高齢者・障害者の介護を含めた福祉の視点から人々の暮らしを支えることが重要であることに鑑み、保健・医療・福祉を包括的に学習する。

さらに、科学・技術の進展と社会のニーズに豊かに対応できるための基礎的な学力を備え、自主的な生涯学習の習慣づけができるようにする。

カリキュラムの特徴として、

① 教育課程は、「教養と人間学の領域」、「保健看護学の基盤となる領域」及び「保健看護学の専門となる領域」の3領域で構成している。

「教養と人間学の領域」は、人文学、社会科学、自然科学などの幅広い教養を身につけ、学習意欲にあふれ、倫理的で、思いやりのある、奉仕することをいとわない人材を育て、豊かな人間性及び優れたコミュニケーション能力を育成することを目的としている。

「保健看護学の基盤となる領域」は、保健看護学の土台となる「人間と生命倫理」、「保健と福祉」、「健康と病態」に関する科目群を配置している。

「保健看護学の専門となる領域」は、人間を理解し、あらゆる状況に柔軟に対応し、的確な判断能力と問題解決能力を養うための保健看護の専門科目群を配置している。

② 主体的に学習する能力、問題解決能力、統合能力を養うため、少人数による学習を積極的に取り入れる。

③ 予防、診断、治療、看護の過程を臨床の場を活用して、具体的な事例に即して修得する。

④ ライフステージの全過程（出生、成長、発育、老化）の学習は、現実の暮らしを通して学ぶために、産院、保育所、小・中学校、企業、老人ホームなどで実習を行う。

薬学部では、未曾有の超高齢化社会を迎え、地域包括ケアシステムの担い手としてチーム医療に参画し、高い実践能力を発揮し、地域で活躍できる薬剤師を養成するとともに、あわせて研究マインドを持った国際的に活躍できるファーマシストサイエンティストを養成し、地域に貢献する人材養成はもとよりこれからの薬学の発展を支える人材を送り出すことを使命と考える。そのための教育として次の6本の柱を立てて体系的に教育カリキュラムを実施していく。

1. 倫理観・共感的態度・コミュニケーション能力、ケア・マインドが育成できる教育
2. 教養を習得できる教育
3. 薬学モデル・コアカリキュラムに準拠した教育
4. 臨床実践能力が獲得できる教育
5. 地域社会及び国際社会で活躍できる資質を習得できる教育
6. 研究能力や問題解決能力が獲得できる教育

1年次は上記1として、特に医薬看3学部合同のケア・マインドを育成する科目や上記2として英語、法学、文学、心理学などの語学や人文系の教養科目、また上記3として、化学系、物理系、生物系の基礎的科目を学び、あわせて薬学基礎実習を行う。2年次から4年次にかけて上記3をメインに上記5として地域医療薬学や社会薬学を学ぶとともに、3年次後期からそれぞれが各研究室に配属される特別実習を行う。5年次は上記4として病院・薬局実習を実施する。6年次は5年次の実務実習の経験をさらに発展させるため臨床薬学演習や臨床医学などを学ぶ。以上の教育を通じて、医療人として高い使命感・倫理観を有し、

高度な専門的知識と研究マインドをもった地域医療の現場で活躍できる薬剤師を養成する。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)

医学部

○履修科目の成績の評価について

1. 各科目の成績は、試験、レポート、出席、実習態度等により評価する。その配分などについては科目ごとに記載している。
2. 各科目の試験評価は 100 点満点で、合否判定の基準については、原則として 60 点または平均－（1.0SD～1.5SD）に該当する点の低いほうを合格基準とする。
3. 定期試験は、原則として所定の試験期間に実施する。
4. 病気その他やむをえない事由により受験できない者は、その理由を記して医学部長に届け出なければならない。その場合には追試験を施行する。
5. 試験を受験しなかった者については、当該試験は不合格とする。
6. 試験に不合格となった者に対して当該科目の担当教員は、再試験を 1 回、施行する。
7. 試験中に不正行為を行った者については、当該試験を含め、その試験期間中のすべての試験を無効とし、その期の受験資格を停止する。なお、試験期間を定めない学年については、その学年の全ての試験をこの措置の対象とする。

○進級判定について

1. 進級判定は、Ⅱ期、Ⅳ期、Ⅵ期、Ⅷ期の修了時に行う。
2. Ⅰ、Ⅱ期の授業科目について、所定の教養教育科目等に合格した者はⅢ期への進級を認める。
3. Ⅲ、Ⅳ期の授業科目について、所定の基礎医学科目等に合格した者はⅤ期への進級を認める。
4. Ⅴ、Ⅵ期の授業科目について、所定の基礎医学科目等に合格し、基礎配属を履修した者で、かつⅥ期終了時の進級判定までに定められた英語試験の基準スコアを満たした者は、Ⅶ期への進級を認める。なお、Ⅵ期の進級判定時に規程のスコアを取得していない場合は、「参考試験」や本学にて受験した TOEFL-ITP 試験の受験回数及びスコアを考慮して、可否を判断する。（ただし、英語試験に関する進級要件については、平成 28 年度入学生より適用する。）
5. Ⅶ、Ⅷ期の授業科目について、所定の臨床、社会医学、共用試験 CBT 及び OSCE（客観的臨床技能試験）に合格し、臨床実習入門、看護体験実習等所定の科目を履修した者は、Ⅸ期への進級を認める。共用試験については、合格することを進級の必要条件とする。共用試験の合否は以下による。なお、共用試験の方法や合格基準に変更などがある場合は、基準を変更し試験施行の 1 ヶ月前までに公示する。

6. 【判定基準】

ア) 進級判定に用いる試験については、必要な科目に合格しなければならない。ただし、本試験の平均が 60 点未満、または再試験が 5 科目以上ある場合、学習態度が不良である場合は、進級を認めないことがある。

イ) 上記 4 で定めた進級要件となる英語試験については、合格基準を下記の通りとする。合格基準: TOEFL-ITP470 点以上、TOEFL-iBT52 点以上、TOEIC Listening& Reading Test 500 点以上のいずれか。

ウ) CBT については IRT380 未満のものを不合格とする。不合格者については再試験を行い、本試験の基準において合否判定を行う。OSCE については、評価点を 100 点満点換算し①総合点の平均－SD 以下または 70 点以下のいずれかに該当するもの、および②共用試験実施評価機構の基準により各ステーションにおいて不合格とされたものを不合格とする。不合格者については①に該当するものについては各ステーションにおいて平均－SD 以下のステーション、②に該当するものは当該ステーションを再受験し、各々①及び②の合格基準に達しなければ不合格とする。

○卒業判定について

卒業判定会議において、臨床実習における履修実績並びに Post-CC OSCE および卒業判定試験の結果を総合的に解析・評価し、本学のディプロマポリシーに謳われる能力を有するものを卒業とする。

卒業判定試験は、総合試験とし2回行うものとする。国家試験の形式、出題範囲に準じた多肢選択試験とし、試験科目は臨床医学講義のコース毎に行う。各コースにおける問題数は30～50問とし、試験問題は各コース担当科および CBT・ブラッシュアップ委員会において brush-up した上、試験後、教育研究開発センターで解析し、不適切問題を除外した上で採点する。試験の成績は国家試験の出題比率に準拠し、計算した成績で可否を決定する。なお、各科の卒業判定試験の成績が基準に満たないものは、卒業させないことがある。

保健看護学部

○履修科目の成績評価基準を明示

1. 各科目の成績は、試験、レポート、出席、参加態度等により評価する。その配分などについては科目ごとに記載している。
2. 各科目の試験評価は100点を満点とする。
成績の評価は、優、良、可、不可をもって表し、優、良、可を合格とする。
80点以上を「優」、70点以上80点未満を「良」、60点以上70点未満を「可」、60点未満を「不可」とする。
3. 定期試験は、原則として所定の試験期間に実施する。
4. 原則として、履修する科目の授業時間数の3分の2以上出席した者（看護実習については、授業時間の全てに出席した者）でなければ試験を受けることはできない。
5. 病気その他やむをえない理由により試験を受けられなかった者は、願い出により追試験を受けることができる。「追試験受験願」に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて、指定の期日までに事務室に提出する。
6. 試験又は追試験で不合格となった者に対しては、担当教員の判定に基づき、再試験を行うことがある。
再試験に合格した場合の成績は、60点とする。
7. 試験中に不正行為を行った者については、当該試験を含め、その期の試験全てを不合格とする。

○進級・成績判定会議は、原則、准教授、講師を出席させた教授会において実施

1. 進級判定は、第1学年及び第2学年修了時に行う。
2. 先修条件として指定する授業科目については、3年次、4年次に成績判定を行う。先修条件として指定する授業科目の成績認定を受けた者について、所定の授業科目の履修を認める。
3. 保健師コースの選択を希望する場合は、2年次の指定された期日までに「保健師コース選択願」を提出しなければならない。希望者多数の場合は、必修科目の成績順で選考を行う。

○判定基準を明示

1. 授業科目を履修し、その試験に合格した者に所定の単位を与える。
2. 「保健看護研究Ⅱ」と「保健看護管理演習」については、別に行う総合評価のための試験の成績評価と併せて単位を与える。

○卒業要件

卒業するためには、4年以上在学し、必修科目と選択科目を合わせて126単位以上を修得しなければならない。（令和3年度入学生より課程変更に伴う卒業必要単位数変更あり。）

卒業判定会議は、原則、准教授、講師を出席させた教授会において行う。

所定の単位を修得し、保健看護学部のディプロマポリシーに謳われる能力を獲得した者に、保健看護学士の学位を授与する。

薬学部

○履修科目の成績評価基準を明示

1. 各科目の成績は、試験、レポート、出席、参加態度等により評価する。その配分などについては科目ごとに記載している。
2. 各科目の試験評価は100点を満点とする。
成績の評価は、S、A、B、C、Dをもって表し、S、A、B、Cを合格とする。
95点以上を「S」、80点以上95点未満を「A」、70点以上80点未満を「B」、60点以上70点未満を「C」、60点未満を「D」とする。
3. 定期試験は、原則として所定の試験期間に実施する。
4. 病気その他やむをえない理由により試験を受けられなかった者は、願い出により追試験を受けることができる。「追試験受験願」に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて、指定の期日までに事務室に提出する。
5. 試験又は追試験で不合格となった者に対しては、担当教員の判定に基づき、再試験を行うことがある。
再試験に合格した場合の成績は、60点とする。
6. 試験中に不正行為を行った者については、当該試験を含め、その期の試験全てを不合格とする。

○進級判定は、原則、教務学生委員会及び教授会において実施

1. 進級判定は、1年次、2年次及び3年次修了時に行う。

○判定基準を明示

1. 授業科目を履修し、その試験に合格した者に所定の単位を与える。

○卒業要件

卒業するためには、6年以上在学し、必修科目と選択科目を合わせて186単位以上を修得しなければならない。

卒業判定は教務学生委員会及び教授会において行う予定である。

所定の単位を修得し、薬学部のディプロマポリシーに謳われる能力を獲得した者に、薬学士の学位を授与する。

学部名	学科名	卒業に必要な単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
医学部		230単位	有・無	231単位
		単位	有・無	単位
保健看護学部		126単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
薬学部		186単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
GPAの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：大学ホームページ公表（大学案内>教育情報の公表>教育研究環境）

<https://www.wakayama-med.ac.jp/nyushi/pamphlet/pdf/202007-annai-igaku.pdf#page=10>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
医学部		535,800 円	282,000 円 県外生 752,000 円	円	
		円	円	円	
保健看護 学部		535,800 円	282,000 円 県外生 423,000 円	円	
		円	円	円	
薬学部		535,800 円	282,000 円 県外生 564,000 円		
		円	円	円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
(概要) 医学部 1. 本学独自の奨学金制度 日本学生支援機構、地方公共団体及び各種団体などによる奨学金制度の他に、本学独自の奨学金制度として、「修学奨学金・修学奨励金」や「医学部学生支援奨学金」を設けている。 2. 授業料減免制度（両学部あり） 経済的理由により、授業料の納付が困難な学生については、授業料減免制度を設けている。 3. 担任制度 医学部1年生、2年生については、担任制度を採用している。一グループを1年生は9人程度、2年生は4人程度とし、各グループに当該学年で履修する教員を担任としている。なお、学年に関わらず、留年生については、医学部教務学生委員会委員の教員により、マンツーマンで相談窓口となり、支援している。 4. メンター制度 各クラブに大学生活や学習面での不安、疑問に対し助言、サポートする学生（メンター）を1名配置している。 5. 医学部生の相談ホットライン 教員やメンターと向かい合って相談しづらい場合の窓口として、メールで直接学生部長に匿名でも相談できる「医学部生の相談ホットライン」を設置している。 6. 出産に係る相談 妊娠・出産に対する不安を解消するため、専門の産科医が助言している。 保健看護学部 1. 独自の奨学金制度 ・和歌山県立医科大学修学奨学金 卒業後、本学附属病院において看護師として修業する意思のある学生が対象。 貸与期間の2倍以上在職した場合、全額返還免除。 ・保健看護学部学生支援奨学金 本学就学前に児童養護施設等に入所していた者で、経済的理由により学業に専念できない状況にあると認められる学生対象とする給付奨学金。 2. 担任制度

各学年に、2名の担任教員がいる。 3. オフィスアワー制度 全教員が週に一度のオフィスアワーという学生のための時間を設け、学習指導や学生生活での相談等を受け、学生がきめ細やかな助言・指導を受けられる環境を提供している。 4. カウンセリング 週に一度、外部のカウンセラーによるカウンセリングを実施している。 5. 自習室の設置 薬学部 1. 担任制度 1年生、2年生、3年生前期については、担任制を採用している。 2. 学修相談 学生生活や健康に関する悩み事については、担任教員のほか、学生部委員会の担当教員、事務室の教学班長が相談窓口となっている。 3. カウンセリング 週に一度、外部カウンセラーによるカウンセリングを実施している。 4. 自習室の設置	b. 進路選択に係る支援に関する取組
(概要) 医学部では、卒業生全員が医師国家試験を受験し、医師を目指すことから、キャリア形成の支援のため、全学生に県内の病院の説明会を実施している。地域医療枠の学生には、地域医療支援センターが研修等を実施し、情報を提供している。 また、医師国家試験の受験支援のため、6年生には、学内に快適な専用学習場所を提供している。 保健看護学部では、それぞれの分野で活躍している卒業生から、どのように進路を考え選択したかや、現在の仕事内容などの情報提供を受け、進路選択の一助とするため、3年次生対象に、卒業生との交流会を開催する。進路相談については、ゼミ担当教員及び担任教員が対応する。また、専門領域での相談が必要な場合には、看護師、保健師、助産師、養護教諭の各担当教員を配置し、相談できる体制をとっている。 4年次の7月全実習終了後には、看護師・保健師国家試験について説明会を実施する。学習支援はゼミ担当教員が行う。4年次の1月からは、国家試験受験勉強のため、演習室を自習室として提供する。 薬学部では、1年次の薬学入門の授業で、薬学部を卒業することでどのようなキャリアを選択することができるか、薬剤師に必要な能力は何かということを学生間でディスカッションし、目標を共有することで、卒業後の進路を具体的に描くことができる教育を実施している。さらに、早期体験学習を行い、4年次まで社会薬学を学ぶことで、社会と薬学がどのように関連しているかを深く理解することができるカリキュラムを提供している。 5年次の病院・薬局実習終了後は、薬剤師国家試験や就職活動のバックアップ、大学院進学に関する情報提供を行う予定である。	c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
(概要) 本学では、健康管理センターを設置し、学生の健康の保持増進を図るとともに、定期健康診断をはじめ、健康相談などを行っている。なお、一時的な休養のためのベッドも設置している。 1. 健康管理 疾病の早期発見と早期治療に繋げるため、毎年4月に全学生を対象に健康診断を実施している。実習では感染予防対策が重要となるので、4疾患（麻疹、風疹、水痘、ムンプス）・B型肝炎の抗体検査及びワクチン接種を実施している。	

2. 健康相談
健康相談の窓口となっている。
3. カウンセリング
臨床心理士によるカウンセリングを行っている。
4. 健康診断証明書発行
就職などの申請に必要な健康診断証明書は、定期健康診断の結果に基づいて、希望者に発行している。
5. ヘルシーキャンパス
医療系総合大学としての立場を自覚し、それにふさわしい多様な健康へのチャレンジを大学の一つの方向性とし、健康志向を大きく形成・実施・実践し、その成果を社会に還元するため、ヘルシーキャンパス宣言を行い、各種取組を行うこととしている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：

（医学部）大学ホームページ公表（学部・大学院等>医学部）

<https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/igakubu/index.html>

（保健看護学部）大学ホームページ公表（学部・大学院等>保健看護学部）

<https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/hokenkango/index.html>

（薬学部）大学ホームページ公表（学部・大学院等>薬学部）

<https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/yakugaku/index.html>